

岩泉町中小事業者エネルギー高騰対策支援金

申請の手引き

申請期間 令和5年 1月4日（水）～ 令和5年 2月17日（金）

○この支援金は、コロナ禍での原油高や物価高に直面する中小事業者（農林漁業者を含む）を支援するため支援金を交付することにより、町内中小事業者がエネルギー価格高騰の影響を緩和することを目的としています。

○積算根拠となる水道光熱費、動力光熱費や燃料費は岩泉町内の事業所等がかかった分に限り、に限りますのでご注意ください。

○申請にあたっては、本手引き及びQ&Aを必ずご確認ください。

○支援金の交付は、申請から1か月程度で指定の口座に振り込みます。ただし、書類の不備がある場合、審査に時間がかかる場合があります。

○申請期限後の提出は、受付できませんので余裕を持った申請をお願いします。

○この支援金の申請は、1事業者1回までとなります。

岩泉町中小事業者エネルギー高騰対策支援事業

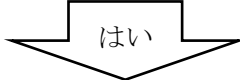
岩泉町役場 経済観光交流課 経済商工室

受付時間: 平日 9時から17時まで(正午から13時までを除く)

0194-22-2111(内線 553) ぴー☎00-0553 kanko@town.iwaizumi.lg.jp

1 申請要件

令和3年の事業や不動産の収入金額が100万円以上 いいえ



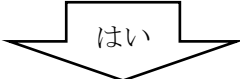
中小事業者に該当する

中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる法人または個人

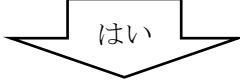
業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

注）農林漁業は、①のその他の業種に該当します。

いいえ



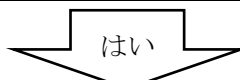
岩泉町福祉サービス事業所光熱費高騰対策支援事業に該当しない いいえ



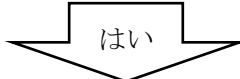
町内で事業を営み、（町内に事業所があるものに限る。）かつ、申請日以降も町内で事業を継続する意思がある いいえ



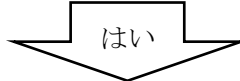
個人は、事業収入及び不動産収入の合計額が、収入金額等の合計の過半を占め、令和3年確定申告（所得税又は町県民税）をしている いいえ



暴力団員でない者か暴力団、暴力団員と密接な関係を有しておらず、当支援金の交付を受けていない いいえ



申請額が1万円以上になる（3頁目の「3支援金の計算方法」を参照） いいえ



本支援金にご申請いただけます

本支援金の対象外になります

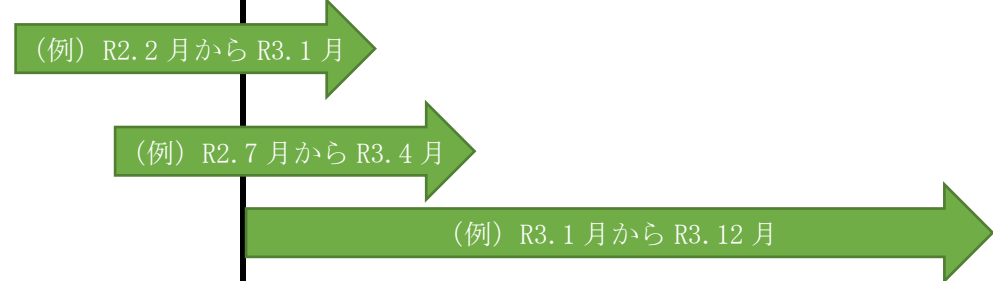
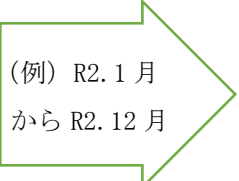
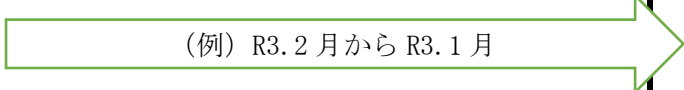
2 支援額算定経費

支援額算定経費は下表によって求めてください。

区分	対象となる確定申告	対象となる経費（支援額算定経費）
事業所が町内のみ	個人 令和3年分の確定申告 (所得税・町県民税)	<p>左記の申告のうち次の経費の合計金額</p> <p>① 水道光熱費、動力光熱費</p> <p>対象となる確定申告（決算書）に事業の経費として計上した（勘定）科目「水道光熱費」及び「動力光熱費」の額。 ただし、水道光熱費及び動力光熱費以外の経費を含む場合は、水道光熱費分及び動力光熱費のみが対象となります（その場合、対象経費費の領収書等が必要です。）。</p> <p>② 燃料費</p> <p>対象となる確定申告（決算書）に事業の経費として計上したガソリン、灯油、重油、軽油、薪代の額。 (領収書等が必要です。)</p> <p>※領収書等、確定申告の計算根拠資料として保存が義務付けられているものの写しがある経費に限ります。 ※個人事業主等で経理上の家事按分がある場合は、領収書等の合計金額ではなく、確定申告に事業の経費として計上した家事按分後の金額が対象となります。 ※製造原価に水道光熱費、燃料費を含む場合は、青色申告決算書の貸借対照表・製造原価の計算欄や決算書の製造原価報告書にある水道光熱費、燃料費も対象となります。 ※建設事業者で、町内に事業所等がある場合は、町外の現場にかかる水道光熱費・燃料費も対象となります。 ※法人で社員が自宅から会社まで車通勤する場合に支給する燃料費（ガソリン代）は、直接の事業にかかる経費ではないため、対象となりません</p>
	法人 確定申告（法人税）で税務署に提出した令和3年1月から同年12月までの月を決算期とする事業年度の決算書 ↓ 次項目を参照してください。	
事業所が町外にもある	個人 法人 上記と同じ	<p>上記の経費のうち岩泉町内の事業所等にかかる経費の合計金額（岩泉町内の事業所等にかかる領収書等が必要です。）</p>

《法人の事業年度の考え方について》

「確定申告（法人税）で税務署に提出した令和3年1月から同年12月までの月を決算期とする事業年度の決算書」という記述は、「決算書の事業年度が令和3年1月から同年12月」という意味ではなく、「事業年度の**最後の月（決算期）**が令和3年1月から同年12月のいずれかの月となっている決算書」となります。

年	令和2年	令和3年	令和4年
月	1月～12月	1月～12月 (事業年度の最後の月がいずれかの月となる決算が対象)	1月～12月
対象 ○			
対象外 ×			

3 支援金の計算方法

支援額算定経費 × 20% = 支援金(申請金額) ※1,000円未満切り捨て

申請金額が1万円未満の場合は、対象外となります

	売上(収入)金額の確認	売上(収入)金額	交付上限
個人	令和3年分の確定申告(所得税は第一表)の <u>収入金額等のうち、事業(営業等㉞、農業㉟)及び不動産㊱の数字の合計</u>	100万円以上 1,000万円未満	3万円
		1,000万円以上 1億円未満	5万円
法人	令和3年1月から12月までの月を決算期とする事業年度の確定申告(法人税)で提出した <u>決算書の売上高</u>	1億円未満	10万円
		1億円以上	10万円

確定申告書(所得税)のイメージは次頁をご確認ください。

《個人の確定申告書から支援金の可否の確認方法》

まず、事業収入(㉞と㉟)と不動産収入(㊱)の合計金額(A)が100万円以上であることを確認します。

$$\text{㉞} + \text{㉟} + \text{㊱} = \underline{A \geq 100 \text{万円}} \text{ かつ}$$

次に、その他の収入(㊲～㊴)の合計(B)が、先に求めた収入(A)より少ないことを確認します。

$$\text{㊲} \sim \text{㊴} \text{の合計} = \underline{B \leq A} \text{ ならば支援金の対象となります。}$$

確定申告（所得税）のイメージ

令和 年 月 日 令和 03 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 確定 申告書 B

第一表 (令和三年分以降用)

現在の住所 (又は事業所事務所等)	フリガナ	氏名
令和1年1月の住所 (単位は円)	職業	屋号・番号
種類	青色	分離
事業等	区分	ア
農業	区分	イ
不動産	区分	ウ
配当	区分	エ
雑業	区分	カ
その他	区分	ク
短期	区分	コ
長期	区分	サ
一時	区分	シ

収入金額等

税

計

所得税及び復興特別所得税の額 (43+44) 45

①～⑦の収入合計から支援金の上限を求めます。

⑧～⑭の収入合計が①～⑦の合計金額を超えると支援金の対象外となります。

④⑤⑥⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭又は⑮

《事業所が町内のみ：水道光熱費》

(所得税白色(住民税)申告収支内訳書(一般用))

給料賃金	①
外注工賃	②
減価償却費	③
貸倒金	④
地代家賃	⑤
親子割引料	⑥
その他の経費	⑦
租税公課	⑧
荷造運賃	⑨
水道光熱費	⑩

(所得税白色(住民税)申告収支内訳書(農業所得用))

科目	金額(円)
修繕費	①
動力光熱費	②
作業用衣料費	③
農業共済掛金	④
荷造運賃手数料	⑤
土地改良費	⑥
他	⑦

(所得税青色申告決算書(一般用))

租 税 公 課 ⑧	
荷 造 運 賃 ⑨	
水 道 光 熱 費 ⑩	
旅 費 交 通 費 ⑪	
通 信 費 ⑫	
広 告 宣 伝 費 ⑬	
補 給 交 際 費 ⑭	
損 害 保 険 料 ⑮	
修 繕 費 ⑯	

(所得税青色申告決算書(農業所得用))

租 税 公 課 ⑧	
種 苗 費 ⑨	
素 資 費 ⑩	
肥 料 費 ⑪	
飼 料 費 ⑫	
農 具 費 ⑬	
農 薬 生 費 ⑭	
諸 材 料 費 ⑮	
修 繕 費 ⑯	
動 力 光 熱 費 ⑰	

《雑収入の取扱いについて》

(個人) 個人の確定申告(所得税)第一表の収入金額等のうち、事業(営業等⑦、農業①)、不動産④には事業に係る雑収入を含んだ数字となっていますので、その数字で交付上限をご確認ください。

(法人) 決算書の売上高は、基本的に持続化給付金等の給付金収入額を含んでおりません。売上高の額に給付金の収入額を足すことによって交付上限が変わる場合は、足した後の合計額で交付上限をご確認ください。その場合、損益計算書の給付金の収入がわかる科目の内訳書をご提出ください。

4 創業者特例について

	個人	法人
適用条件	令和3年2月から令和3年12月までに創業した方で、確定申告の申告内容が1年に満たない場合	令和4年1月1日より前に創業した事業者で次のいずれかに該当する者 1 令和3年1月～12月までの月を決算期とする決算書がない 2 令和3年1月～12月までの月を決算期とする決算書の事業年度が1年未満の場合

考え方	令和3年分の確定申告に計上した経費(水道光熱費、動力光熱費、燃料費)や売上(収入)の月平均に12を乗じた金額とします。	令和3年1月～12月にかかった経費(水道光熱費、燃料費)や売上(収入)の月平均に12を乗じた金額とします。ただし、直近の確定申告で岩泉町に法人町民税を納付していない場合は対象となりません。
計算方法	「創業者特例措置を受ける場合の確認書」に基づき、計算してください。	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の方は、令和4年分にかかった経費や売上を含めないようご注意ください。 ・「5 必要書類について」の「特例事項」の表を必ずご確認ください。 	

5 必要書類について

- 申請書等の書式は、岩泉町ホームページからダウンロードしてご利用ください。紙の申請書は、経済観光交流課、各支所及び岩泉商工会で配布しています。岩泉商工会では申請の受付をしておりません。
- 必要書類については黒のボールペンで記入してください。消せるボールペンで記入した場合は提出し直していただきます。
- 必要書類の記入項目について修正液・修正テープでの修正はできません。必ず二重線で訂正の上、訂正印を押してください。
- 創業者特例を受ける方は、特例を受けるための書類提出が必要となります。

《提出書類一覧》

全員が提出する書類

1	岩泉町中小事業者物価高騰等緊急支援金交付申請書(様式第1号) ※2枚目に誓約書兼同意書があります
2	申請内容確認書
3	振込先の通帳(キャッシュカード)の写し ※次の4点が確認できるもの (金融機関名、支店名、口座番号、名義人のフリガナ) ※キャッシュカードの写しの添付で、支店名がなく支店番号のみとなる場合は、写しに支店名を記載すること。

個人のみ

4	令和3年分の所得税確定申告書(第一表)の写し 又は 令和3年分の町県民税申告書の写し ※岩泉町又はe-Taxにより確定申告を行った場合は、申告書と収支内訳書を省略できます。 ※税務署等の収受日付印があるもの。
5	白色申告: 令和3年分の所得(町県民)税確定申告(収支内訳書1頁目)の写し 青色申告: 令和3年分の所得税確定申告(青色申告決算書1、2頁目)の写し

法人のみ

4	令和3年1月から12月までの月を決算期とする事業年度の法人税確定申告（別表一）の写し ※税務署の收受日付印があるもの。ただし、e-Taxにより確定申告を行った場合で、電子申告（受付）日時及び受付番号の記載がない場合は、受信通知をあわせて添付してください。
5	令和3年1月から12月までの月を決算期とする事業年度の法人税確定申告（法人事業概況説明書）の写し
6	4の確定申告で税務署に提出した決算書（損益計算書、販売費及び一般管理費の計算内訳、製造原価報告書（ある場合））の写し

経費関係（該当する場合のみ）

- ① 支援額算定経費に燃料費（ガソリン、灯油、重油、軽油、薪代）を含めて申請する場合
- ② 確定申告書（決算書）の勘定科目「水道光熱費」に水道・電気・ガス以外の経費を含んでいる場合
- ③ 町外にも事業所がある場合（岩泉町内の事業所にかかる経費の書類）

7	支払証明書類貼付台紙
8	<p>支払証明書類の写し（7の書類に貼付して提出）</p> <p>①に該当：燃料費（ガソリン、灯油、軽油、薪代）に関する支払い証明書類</p> <p>②に該当：水道・電気・ガスの経費に関する証明書類</p> <p>③に該当：町内の事業所にかかる水道光熱費、燃料費の支払証明書類</p> <p>※支払証明書類について支払証明書類については所得税や法人税の申告の計算の根拠資料とし、保存が義務付けられているものの写しをご提出ください。</p> <p>支払証明書類 領収書やレシート、クレジットカードの明細書、口座引落の場合は通帳の該当部分</p> <p>※領収書等が20枚以上になる場合は、総勘定元帳の写しでも可（所得税や法人税の申告の計算の根拠資料として作成し、保存が義務付けられているもの）</p> <p>※<u>個人事業主等で経理上の家事按分がある場合</u>は、支援額算定経費に金額として計上できるのは、領収書等の合計金額ではなく、<u>確定申告に事業の経費として計上した家事按分後の金額</u>となります。</p>

創業者特例に該当する場合

9	創業者特例措置を受ける場合の確認書
10	【法人のみ】直近の事業年度の確定申告（法人税）別表一の写し
11	【法人のみ】対象月（令和3年1月～12月）に該当する部分の売上高がわかる書類。 法人税確定申告（法人事業概況説明書）、残高試算表、売上元帳の写し

6 申請後の注意点

支援金の積算根拠となる経費について、領収書やレシート、帳簿類などの証拠書類については、令和10年3月31日まで管理・保管する義務が生じます。